

議案第40号

大阪市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案

大阪市青少年問題協議会条例（昭和28年大阪市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「35名」を「20人」に改め、同条第2項中「命じ又は」を削り、同項中第4号を次のように改める。

(4) その他市長が適当と認める者

第2条第2項に項番号を付す。

第3条を次のように改める。

(会 長)

第3条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第4条を削る。

第5条中「第2条第2項第3号の」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「さまたげない」を「妨げない」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「協議会に、」を削り、「調査させる」を「調査審議させる」に、「専門委員」を「協議会に専門委員」に改め、同条第2項中「及び本市職員」を「その他市長が適当と認める者」に改め、「命じ又は」を削り、同項に項番号を付し、同条に次の1項を加える。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「(会議)」に改め、同条中第2項を第3項とし、同項に項番号を付し、同条第1項中「委員の半数以上の出席がなければ」を「会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）を含む半数以上の委員が出席しなければ」に改め、同項を第2項とし、同項に項番号を付し、同条に第1項として次の1項を加える。

協議会は、会長が招集する。

第7条を第6条とする。

第8条の見出しを「(施行の細目)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、青少年問題協議会の会長の選任方法等を定めるとともに、委員の定数、委員となる者の範囲等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市青少年問題協議会条例 (抄)

(組 織)

第2条 協議会は、委員35名以内で組織する。
20人

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が命じ又は委嘱する。

(1)-(3) 省 略

(4) 本市職員
その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

協議会に副会長を置く。

副会長は、委員の互選による。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

第3条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(委員の任期)

第5条 第2条第2項第3号の委員の任期は2年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任
第4条

者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。
ただし 妨げない

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させる ため必要があるときは、協議会に専門委員を置
第5条 調査審議させる

くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、学識経験者及び本市職員 の中から市長が
その他市長が適当と認める者

命じ又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(定足数及び表決)

会議

第7条 協議会は、会長が招集する。

第6条

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ
会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）

、会議を開くことができない。

を含む半数以上の委員が出席しなければ

3 省 略

(委任)

施行の細目

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。

第7条

関し

市規則で